

TOYOGAWA

YOUSUI

豊川用水

水土里ネット豊川総合用水

みどり
水土里ネット

編集発行／豊川総合用水土地改良区

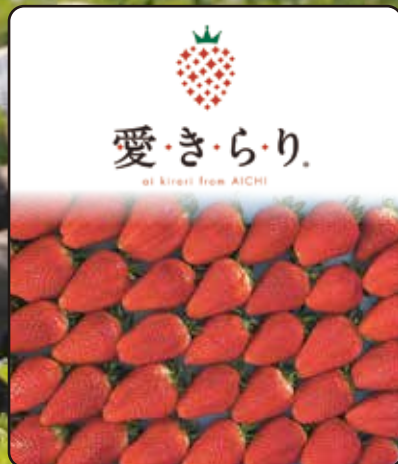
豊橋市今橋町8

TEL.0532-54-8278

FAX.0532-54-8292

U R L／<http://www.toyosou.jp>E-mail／toyogawayousui@toyosou.jp

Vol.96 2026 SUMMER 令和8年7月1日発行



果実が大きく、華やかで高級感のあるイチゴ「愛きらり」

そのまま味わっても、スイーツに添えても、ひときわ目を引く美しい見た目と上品な甘さで、世代を問わず親しまれるイチゴ。

豊橋市の宮野健介さんは、近年、新たに品種登録された「愛きらり」のハウス栽培に力を注いでいます。寒さが厳しくなる1月下旬から2月頃に収穫されたイチゴは、特に甘みが強く、濃厚な味わいが楽しめます。

主な 内容

理事長あいさつ・第40回通常総代会開催の報告…2

令和8年度一般会計収支予算について……………3

賦課金のお知らせ……………4

名義変更・農地転用の届け出について……………5

豊川用水の緊急渇水対策・節水率の推移……………6～7

子ども絵画展作品募集・お問い合わせ先……………8



理事長あいさつ

理事長 小久保 三 夫

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、豊川用水に係る維持管理事業及び豊川用水二期事業への格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、昨年8月から続いた、近年に類を見ない渇水により、令和8年3月26日には、豊川用水の水源を担う宇連ダムが枯渇し、大島ダムも枯渇寸前まで追い込まれ、長期間の断水をはじめとした最悪のケースを想定するに至ったほど、大変厳しい状況でありました。その後、降雨に恵まれ、貯水量が概ね回復傾向となったことから、同年4月28日に節水対策が解除されることとなりました。およそ8か月にも及ぶ節水期間を乗り切ることができたのは、ひとえに組合員の皆様のご協力によるものであり、深く感謝申し上げます。引き続き、関係機関との情報共有を徹底し、対応に努めてまいりますので、どうかご理解とご協力をお願いいたします。

次に、当土地改良区の運営につきまして、これまで収支の見直し、基金の取り崩しなど、組合員の皆様の負担軽減に努めてまいりましたが、近年の人件費、資材や工事費の高騰を踏まえ、今後5か年の中期計画を策定いたしました。その結果、やむを得ず、賦課金単価を見直す必要があることが分かりました。組合員の皆様に対し、大変心苦しいところではございますが、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、当土地改良区も一員となっております「豊川用水次世代農業推進協議会」では今後、災害からファームポンドや揚水機場を守るため、防災・減災対策を第一優先として取り組んでまいります。また、同時にICTを活用した管理業務の省力化や、地産地消型エネルギー供給による電気料金の削減など、時代の潮流に合わせた施策にも取り組んでまいります。

組合員の皆様を力強くお支えし、地域農業全体の底上げと持続的な発展に寄与するため、今後とも役職員一丸となり、効率的かつ安定的な管理運営に一層専心してまいりますので、引き続き、皆様のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

第40回通常総代会を開催しました

令和8年3月19日午前10時より、ライフポートとよはしにおいて、多数のご来賓、顧問、参与のご臨席を賜り、第40回通常総代会を開催しました。議長には豊橋市の村田尚也総代が選出され、令和8年度事業計画、予算の議決などについての審議をお願いし、提出した17議案のすべてが原案のとおり可決承認されました。



【総代会提出議案】

第1号議案 令和7年度基金の取り崩しについて

第2号議案 定款の一部変更について

第3号議案 総代選挙規程の一部変更について

第4号議案 役員選任規程の一部変更について

第5号議案 規約の一部変更について

第6号議案 役員等の報酬・費用弁償及び旅費支給規程の一部変更について

第7号議案 会計細則の一部変更について

第8号議案 令和8年度事業計画の議決について

第9号議案 令和8年度基金の取り崩しについて

第10号議案 令和8年度賦課金の賦課及び徴収方法の議決について

第11号議案 令和8年度新規加入金の議決について

第12号議案 令和8年度決済金の議決について

第13号議案 令和8年度一時借入金の限度額及び償還方法の議決について

第14号議案 令和8年度一般会計収支予算の議決について

第15号議案 令和8年度農地転用特別会計収支予算の議決について

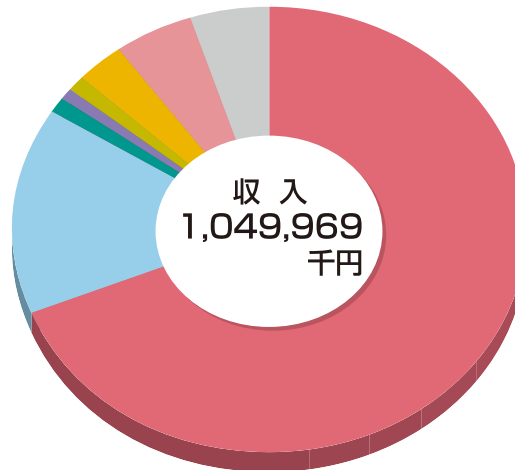
第16号議案 令和8年度歳計現金預入れ先の承認について

第17号議案 指示訂正事項の議決について

令和8年度 一般会計収支予算

単位:千円

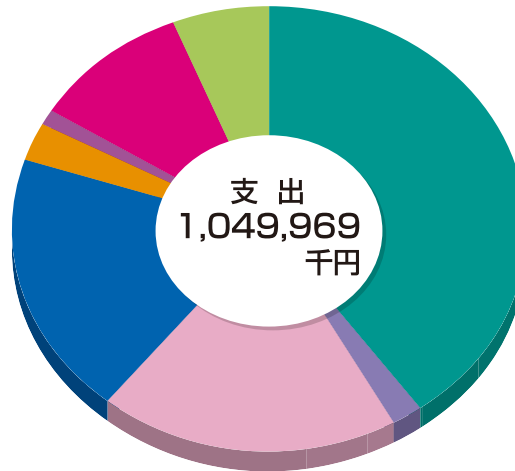
他会計繰入金 特別会計からの繰入金	38,114
附帯事業収入 基本財産運用収入 特定資産運用収入 寄付金収入 雑収入 借入金収入 固定資産売却収入 利息・各種手数料など	48,046
繰越金	52,294



土地改良事業収入 賦課金など	719,414
補助金等収入 県・市等からの補助金など	158,460
交付金収入 適正化事業の交付金	11,250
受託料収入 業務受託料	10,340
基本財産取崩収入 特定資産取崩収入 基金の取崩金	12,051

単位:千円

借入金返済支出 支払利息 機構営事業の償還金など	39,761
固定資産取得支出 車両などの購入費用	1,443
基本財産積立支出 特定資産積立支出 他会計繰出額 特別会計・基金への繰出金など	108,719
予備費	58,094



土地改良事業費支出 全地区の維持管理費	425,171
配水系管理事業費 新城地区の維持管理費	21,473
一般管理費支出 運営事務費など	195,776
土地改良事業負担金支出 水資源機構の管理費など	199,532

受益面積・組合員数

令和8年4月1日現在

区 分	豊 橋 市	田 原 市	新 城 市	豊 川 市	蒲 郡 市	合 計
受 益 面 積	5,660.6ha	6,655.9ha	539.3ha	1,596.9ha	522.0ha	14,974.7ha
組 合 員 数	7,873人	7,507人	1,569人	4,168人	1,386人	22,503人



賦課金改定のお知らせ

当土地改良区は現在、電気代・資材の高騰や修繕費の値上がりという厳しい状況に直面しています。これまでは、積立金を取り崩すなどの対応をしてまいりましたが、財政健全性の観点から、積立金を取り崩さずに運営する場合、現行単価での維持が困難となり、今年度より段階的に賦課金を改定することとしました。

今後も役職員一同、施設管理の徹底に努めて、より一層のコスト削減を図ってまいりますので、何卒、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

区 分	経 常	送水系維持管理	配水系維持管理	水資源機構管理
地 区	全 地 区	全 地 区	新 城 地 区	全 地 区
1,000㎡当たりの金額	1,000円	田 1,470円 畑 1,615円	自然庄 田 2,205円 畑 880円 ポンプ掛 田 4,345円 畑 1,840円	田 900円 畑 990円
区 分	県 営 事 業	機構営二期事業	二期石綿管除去(送水系)	二期石綿管除去(配水系)
地 区	全 地 区	全 地 区	全 地 区	配 水 系 地 区
1,000㎡当たりの金額	200円	275円	145円	265円

令和8年4月1日時点で当土地改良区の受益地となっている土地に対して、賦課しています。

賦課金は、豊川用水の維持管理に必要な費用や、事業償還金等を面積で算出してご負担していただいています。

賦課金の期限内納付にご協力ください

豊川総合用水土地改良区の賦課金通知書の発行は、**毎年1回**となっております。

本年度の納入期限と口座振替日は**令和8年7月27日(月)**です。

- ・口座振替の方は、7月24日(金)までに、届け出された口座にご入金くださるようお願いいたします。
(賦課金通知書に口座番号の下3桁を表示しておりますので、お間違えのないようお願いいたします。)
- ・窓口収納の方は、金融機関の窓口でお支払いください。
- ・ATM・ネットバンキング等にて納付する際は、通知書記載の氏名を必ず入力してください。
- ・振込手数料が必要な場合は、振込者負担にてお願いいたします。
- ・期限内に納付されない場合、督促状を発行いたします。なお、督促状の期限内に納付されない場合、滞納処分の対象となる可能性があります。(土地改良法第39条第5項)

賦課金の納付には口座振替が便利です

次の金融機関で口座振替ができますので、是非ご利用ください。

- 愛知県内の各農協
- 豊橋信用金庫
- 蒲郡信用金庫
- 豊川信用金庫
- 豊橋商工信用組合
- とびあ浜松農協
- 愛知県信連

口座振替の申込用紙は、各金融機関の窓口及び当土地改良区にありますので、お気軽にお問い合わせください。

コンビニエンスストアで支払い可能な納付書があります

コンビニエンスストアで支払いを希望される方は、専用の納付書を郵送しますので、財務課までお問合せください。なお、支払いは現金のみとなります。

こんな時は必ず届け出を してください

- 組合員の方が亡くなられた場合
- 農地を売買または交換した場合
- 経営移譲した場合
- 住所や氏名に変更があった場合

法務局や農業委員会の手続きでは、土地改良区の名義は変更されません。

ご注意ください

賦課金の未納がある農地を売買等すると、新しい組合員に未納金の支払い義務が生じます。

(土地改良法第43条第1項(権利義務の承継))



農地転用(宅地、駐車場等)・地区除外をする場合には 土地改良区への申請と決済金の納付が必要です

公共用地(道路、河川等)として買収された場合でも、土地改良区への申請と決済金の納付が必要です。

※決済金とは、受益面積が減ることにより、他の受益地への負担が重くならないよう、残りの事業償還金等を一括して支払っていただくものです。

農地転用決済金 (1,000㎡当たり)

地 区	田	畑
全地区(下記地区を除く)	113,970円	121,670円
石綿管除去地区(配水系)	115,670円	123,370円
赤 羽 根 地 区	112,480円	120,230円
赤羽根地区 石綿管除去地区(配水系)	114,180円	121,930円
新 城 地 区	221,560円	166,350円
新城地区 石綿管除去地区(配水系)	223,260円	168,050円

決済金は、地区除外等処理規程による意見書を交付すると同時にその全額を徴収します。

新規加入金 (1,000㎡当たり)

田	畑
79,000円	89,000円

※届け出については、財務課、豊橋・田原・豊川管理事務所にお問い合わせください。
(電話番号等は、最終ページの下段をご覧ください。)
なお、各種届出用紙は、ホームページからダウンロードできます。

過去に例を見ない**渇水**となりました

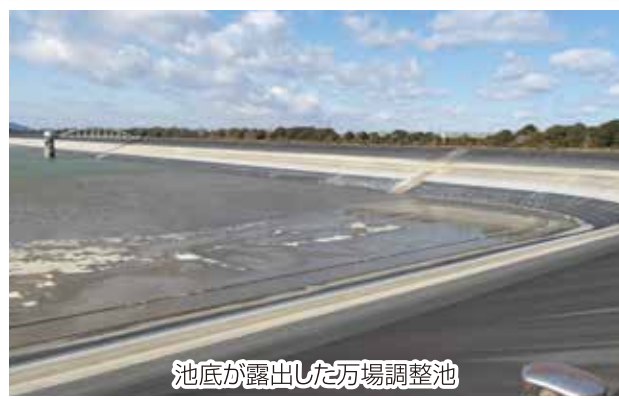
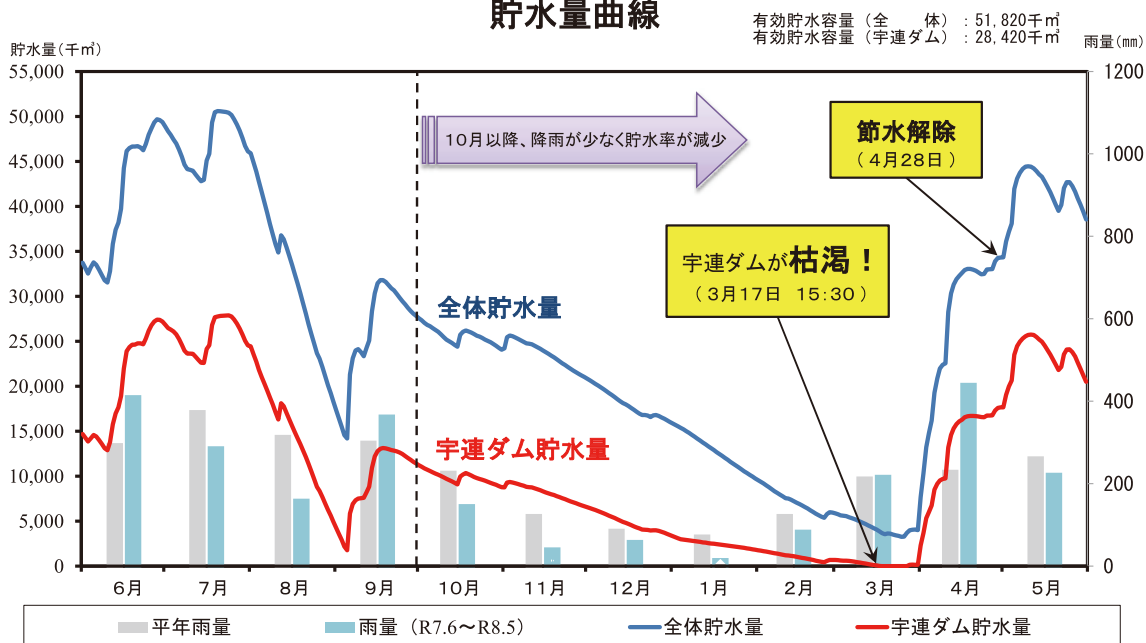
昨年度は降雨量が少なく、水源の確保が非常に厳しい年となりました。特に田植えの時期を前に**宇連ダムの貯水量がゼロ**となるという、これまでにない状況に至り、緊急渇水対策を実施しました。

その後は、3月末からのまとまった降雨により貯水量が33,885千 m^3 (65.4%)まで回復したため、令和8年4月28日をもって、節水対策が解除されました。

計243日間にわたる節水対策にご協力いただき、ありがとうございました。

今後も限りある水を有効活用し、安定した用水供給に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

貯水量曲線



緊急渇水対策

ダムの取水口よりも下にたまった水を汲み上げて使用する底水の活用や、豊川本流から豊川用水幹線水路へ、直接水を汲み上げるなどの緊急渇水対策を実施しました。



底水の活用(宇連ダム)



豊川本流からの取水(豊川市:三上橋地点)

節水率の推移

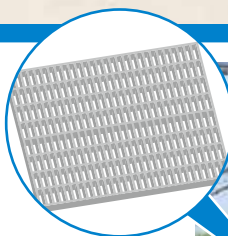
年 月 日	節水期間	農業用水	水道用水	工業用水
令和7年 8月29日 ~ 令和7年12月24日	118日間	5%	5%	5%
令和7年12月25日 ~ 令和8年 1月14日	21日間	10%	10%	10%
令和8年 1月15日 ~ 令和8年 1月27日	13日間	20%	15%	20%
令和8年 1月28日 ~ 令和8年 2月9日	13日間	30%	17%	30%
令和8年 2月10日 ~ 令和8年 3月16日	35日間	40%	20%	40%
令和8年 3月17日 ~ 令和8年 3月26日	10日間	45%	25%	45%
令和8年 3月27日 ~ 令和8年 4月9日	14日間	50%	30%	50%
令和8年 4月10日 ~ 令和8年 4月14日	5日間	40%	20%	40%
令和8年 4月15日 ~ 令和8年 4月28日	14日間	20%	15%	20%
	計243日間	節 水 解 除		

土地改良施設における 金属盗難の発生について

近年、全国的に金属の盗難が多発しています。

当土地改良区においても、令和7年5月、豊川市内の土地改良施設(排泥枳)のグレーチング(金属製の格子状の蓋)が盗難の被害に遭いました。

被害発生後、警察及び関係機関への情報提供を行うとともに、巡回強化等の再発防止対策を講じておりますが、組合員の皆様におかれましても、不審な車両や人物を見かけた際には、速やかにご連絡いただきますよう、お願いいたします。



グレーチングの盗難被害状況

未来へつなごう!ふるさとの水土里 子ども絵画展 2026 作品募集

「未来へつなごう!ふるさとの水土里子ども絵画展」は、子どもたちに農業と豊かな自然、美しい農村の風景を描いてもらい、日本の農業を未来へ引き継いでいくことを目的としています。

田んぼや畑、そこに生きる虫や動物、地域に伝わるお祭りや風習、農村の様々な風景などを四つ切り画用紙に描いて、ご応募ください。

応募資格：小学生以下 / 応募締切：9月4日(金)

詳しくは当土地改良区のホームページでご確認ください。

めざせ!
農林水産
大臣賞!!



水土里ネット豊川総合用水理事会長賞

お問い合わせ先

事務局

豊橋市今橋町8
TEL.0532-54-8278

総務課

財務課

管理課

豊橋管理事務所

TEL.0532-54-8278 休日・夜間090-7439-4882

田原管理事務所

TEL.0531-22-1702 休日・夜間は転送されます

豊川管理事務所

TEL.0533-56-2711 休日・夜間は転送されます

豊橋市(前芝町、梅敷町、日色野町を除く)

豊橋市今橋町8

田原市

田原市加治町大新子42-1

新城市、豊川市、蒲郡市
豊橋市前芝町、梅敷町、日色野町

豊川市八幡町東赤土60-5

窓口

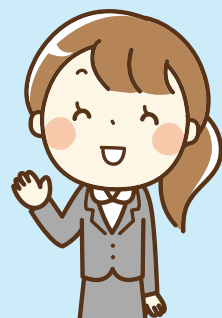
勤務日:土日祝日を除く平日(年末年始休暇:12月29日~翌年1月3日)
勤務時間:午前8時30分から午後5時15分

賦課金や組合員の名義について
漏水や施設の破損について
通水・配水について
農地転用について
その他のことについて

▶ 財務課
▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所
▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所
▶ 豊橋・田原・豊川管理事務所
▶ 総務課

地面から水が噴き出していたり、何か異常を見つけた時には、ご連絡ください!

※勤務時間外につきましては、施設異常や漏水等の緊急対応を要する連絡のみ対応します。



退職職員
(令和8年3月31日退職)

池内 隆夫(参事)
鈴木 祐輔(管理課 課長補佐)

服部 紘己(豊川管理事務所 所長代理)
山本 雄希(豊橋管理事務所 技師)

新規採用職員
(令和8年4月1日採用)

加藤 秀樹(参事) 中山 凪彩(豊橋管理事務所 技師補)